

(別紙)

諮問番号：令和8年諮問第2号

答申番号：令和8年答申第7号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人に対して、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき行った平成30年9月21日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成30年7月20日、処分庁は、法に基づく保護の開始申請に基づき、審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成30年9月4日付け厚生労働省告示第317号において、厚生労働大臣は、昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）について、平成30年10月1日から適用する改定を行った。
- 3 平成30年9月21日、処分庁は、改定後の保護基準に基づき、審査請求人世帯の平成30年10月分保護費について、法第8条第1項及び第2項並びに第25条第2項の規定に基づき、本件処分（実施日：同年10月1日）を行い、審査請求人に対して通知した。
- 4 平成30年12月25日、審査請求人は、審査庁に対して、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。
- 5 令和2年6月5日、審査請求人は、弁護士○ほか9名の弁護士を本件審査請求手続の代理人に選任した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人世帯の10月分保護費のうち生活扶助費が9月よりも減らされた。これでは、憲法第25条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない。
- (2) 保護費の引下げは、審査請求人の生活実態を無視したもので、今後の生活設計が成り立たない。
- (3) 厚生労働大臣による本件保護基準の改定は、①法第8条第2項に掲げられた「要保護者の（中略）最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」であることという

最も重要な法定考慮事項を考慮せず、②生活保護基準の引下げについて、厚生労働大臣が合理的理由や正当性を明らかにしておらず、③下位10%の低所得層の消費水準に合わせるべきでないとの、社会保障審議会・生活保護基準部会による判断があるにもかかわらず、その専門的知見に反して下位10%の低所得層の消費水準に合わせて見直しがなされ、さらに、④物価の下落局面である2013年の基準改定で考慮された生活扶助相当消費者物価指数が、物価の上昇局面である本件基準改定では考慮されておらず不合理である。

よって、本件保護基準改定には、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用が認められ、改定された保護基準は、違法さらには違憲となる。

- (4) 本件の生活保護変更決定通知書には、おおむね、「基準改定により」としか記載されておらず、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法第25条第2項及び同項後段において準用する法第24条第4項並びに行政手続法（平成5年法律第88号）第14条の規定に反し、違法である。
- (5) 以上より、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 保護の基準及び程度については、法第8条第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされ、「厚生労働大臣の定める基準」については、保護基準により規定されている。そして、厚生労働大臣は、平成30年9月4日付け厚生労働省告示第317号で同年10月1日から、適用する保護基準の改定を行った。
- (2) 処分庁は、改定された保護基準に基づいて、審査請求人世帯の平成30年10月分の生活扶助費等を変更する本件処分を行った。本件処分は、法第8条第1項の規定に基づく適法かつ適正なものである。
- (3) 以上のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであり、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 法は、第8条第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、また、同条第2項において、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

この法第8条の委任に基づいて、厚生労働大臣による厚生労働省令として保護基準が定められ、平成30年10月分以降の保護内容については、平成30年9月4日付け厚生労働省告示第317号により改定された。

具体的な保護内容については、保護基準に基づき、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」等に従い、

要保護者世帯の最低生活費を算定し、この金額とその世帯の収入とを比較して、その世帯の最低生活費のうちその世帯の収入（収入充当額）で補えない部分、つまり最低生活費から収入充当額を差し引いた差額を生活保護費として支給することとなっている。

- (2) 職権による生活保護の変更について規定した法第25条第2項及び同項後段において準用する法第24条第4項は、決定通知書に決定理由を付さなければならないと規定している。また、行政手続法第14条第1項及び同条第3項によると、行政庁が不利益処分をする場合には、不利益処分の理由を示さなければならない、不利益処分を書面で行うときは、理由も書面で示さなければならないと規定している。

このように法及び行政手続法が行政処分に理由を付記すべきとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決）。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分の内容の適法性及び妥当性について

本件処分は、厚生労働省令たる改定された保護基準等に基づき審査請求人の最低生活費を算定し、保護内容を変更決定しているため、法令等に従って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、特に反論書において、改定された保護基準そのものが、違法さらには違憲である旨主張している。しかし、処分取消を求める審査請求に対して審査庁が行う裁決は、処分が法令等に基づき適法かつ適正になされているかについて行うものである。厚生労働省令たる改定された保護基準の適法性・合憲性について判断を行うべきではない。

イ 本件処分に付記された理由の適法性及び妥当性について

審査請求人は、本件処分に係る決定通知書の理由欄には、おおむね「基準改定により」としか記載されておらず、本件処分は、十分な理由付記を欠いており、法第25条第2項及び同項後段において準用する法第24条第4項並びに行政手続法第14条の規定に反し違法であるとも主張している。

しかし、本件処分の決定は、改定され、告示された保護基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはない。また、審査請求人に本件処分の決定通知書が届くより前の時点で、改定された保護基準が官報により一般に周知されており、さらに、本件処分の決定通知書の記載と直前の処分の決定通知書の記載とを見比べることによっても、本件処分の通知を受けた時点で保護基準の改定により生活扶助支給額が変更されたことは理解可能であるから、「基準改定により」、「基準額を改定します」等の記載でも、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものではない。

したがって、本件処分の決定通知書の「基準額を改定します」等の記載は、丁寧さに欠けているものの、法第25条第2項及び同項後段において準用する法第24条第4項並びに行政手続法第14条の規定が決定通知書に処分理由を記載しなければならないとした趣旨に反しておらず、理由付記の不備により本件処分が違法又は不当とはならない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年2月26日 審査庁が審査会に諮問

令和8年3月9日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年4月9日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年4月10日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

審査請求人は、本件処分について、(1)審査請求人の生活実態を無視したもので、改定された保護基準は、違法かつ違憲であること及び(2)十分な理由付記を欠く点において、違法であることを主張している。

しかしながら、審査庁及び審査会は、厚生労働省令たる改定された保護基準の適法性・合憲性について判断を行うことはできないため、(2)の主張についてのみ以下検討する。

この点について処分庁は何らの弁明も行っていないが、本件処分は、改定された保護基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはない。また、保護基準の改定については、官報により一般に周知されていること等からも、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものではない。

したがって、本件処分における処分理由の記載は、丁寧さに欠けているものの、理由付記の不備により本件処分が違法又は不当とまではいえない。

また、処分庁は、厚生労働省令たる改定された保護基準等に基づき審査請求人の最低生活費を算定し、本件処分を行っていることから、本件処分は、法令等に従って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、その他審査請求人の主張についても理由はない。

2 判断

以上から、本件処分は、第5の法令等の定めるところに従って、適法かつ適正になされたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委 員（部会長）	北 村	和 生
委 員	岩 崎	文 子
委 員	岡 川	芙 巳